

危険物の仮貯蔵・仮取扱承認申請書

1 内 容

危険物施設以外の場所で指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し又は取り扱うときに使用します。

なお、一度承認を受けた同一の場所で引き続いて仮貯蔵、仮取扱することはできないので注意が必要です。

【根拠条文 法第10条第1項ただし書】

2 手続き

- (1) 申請書2部を予防課危険物係に提出し、書類審査を受け手数料を納入します。
- (2) 職員が現地を調査し、書類を審査します。
- (3) 一定の承認基準に適合していると認められると、承認書（申請書の1部に添付されます。）が交付されます。
- (4) 承認書の交付を受けてから、危険物の貯蔵又は取扱いをします。
- (5) 職員が危険物の貯蔵又は取扱いの状況を確認します。

【関係条文 危規則第1条の6】

3 記入上の注意事項

〈申請者〉

仮貯蔵又は仮使用を行う人

〈仮貯蔵又は仮使用の期間〉

終了日は開始日を含めて10日以内となります。

4 添付書類等

- (1) 付近見取図
- (2) 貯蔵又は取り扱う場所の見取図
- (3) 貯蔵又は取扱いの方法がわかる図面
- (4) その他設備の概要図等

法 → 消防法（昭和23年法律第186号）

危政令 → 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危規則 → 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

市危則 → 新都市危険物規制規則（平成17年規則第178号）